

## 質疑回答書

国立研究開発法人理化学研究所  
横浜事業所 契約担当役  
研究支援部長 富田 久行  
(公印省略)

件名 「横浜市立大学鶴見キャンパス及び理化学研究所横浜地区施設管理業務」

	対象書類及び項目	質問内容	回答
1	仕様書 I. 共同利用施設等運転監視業務 6. その他の業務について 6-4 各業務において確保すべき水準	本業務内の操作において停電等を発生させた場合の損害賠償範囲は、直接損害だけではなく間接損害も含まれますか。	含まれる。(別紙)業務契約約款(抜粋)を参照のこと。 業務契約約款第17条により、損害の発生が受注者の責に帰すべき事由による場合には、受注者の負担において賠償するものとする。 契約書フォームは下記URLにアクセスのうえ、参照のこと。 <a href="https://choutatsu.riken.jp/r-world/info/procurement/">https://choutatsu.riken.jp/r-world/info/procurement/</a>
2	仕様書 I. 共同利用施設等運転監視業務 7 実施体制に関する事項 (4)資格④	エネルギー管理士の選任が熱と電気各1名になっていますが、現在統合されて、エネルギー管理士となっています。選任はエネルギー管理士1名でよろしかったでしょうか。若しくは技術審査様式集の【様式2】では講習修了者との記述があるのですが、講習修了者でもよろしいでしょうか。	機械担当と電気担当のそれぞれにおいてエネルギー管理員(講習修了者)以上の有資格者を配置すること。新旧の資格制度に関わらず、エネルギー管理士1名で機械担当と電気担当の兼任はできない。
3	仕様書 I. 共同利用施設等運転監視業務 7 実施体制に関する事項 7-3 夜間及び休日業務	仕様書7-3. 夜間及び休日業務の配置について、夜間(17:30~8:30)及び休日(8:30~17:30)の最低配置条件が2名以上の配置という認識でよろしかったでしょうか。	よろしい。
4	仕様書 I. 共同利用施設等運転監視業務 7 実施体制に関する事項 7-3 夜間及び休日業務	昇降機の故障時対応とありますが、具体的にはどのような内容で対応となるのでしょうか。例としては、メーカー連絡や、かご内電話の応答のイメージでしょうか。	故障状況の現地確認、必要に応じて昇降機休止操作、各階の使用禁止表示、かご内電話の応答、保守契約先に連絡を行うこと。
5	仕様書 I. 共同利用施設等運転監視業務 12 教育(2)	丙が教育を実施する際に内容は丙主導の内容でよろしいでしょうか。また、甲や乙から指定の内容等がありますでしょうか。	よろしい。 甲及び乙が行う、R I 等管理区域及び、遺伝子組み換え実験を行うP 2施設への立ち入りについての教育訓練を受けること。
6	別表4ターボ冷凍機保守点検業務細目	ターボ冷凍機等の冷却塔管理については、薬剤の投入及び薬剤の発注は含まれるのでしょうか。また、薬剤が含まれる場合の薬剤名と使用量の実績の開示をお願いいたします。	別表4ターボ冷凍機保守点検業務細目に記載の通りとする。
7	提出資格証について	技術員の必要資格は受注後業務開始までの準備期間の中で配置者を選定を考えているため、資格証の添付は代表者(電気系技術員及び機械系技術員)各1名の資格証の添付で提出させて頂きませんかでしょうか。	仕様書に記載の通りとする。
8	技術審査様式集 【様式1】本業務を実施する上での実施体制	様式の中で直接雇用を証明する書類とありますが、健康保険証や社員証で良いでしょうか。もしくは、代表者名で直接雇用を行っていること記載した書面での提出は可能でしょうか。	原則、健康保険証や社員証の写しとする。
9	技術審査様式集 【様式3】緊急体制及び運転管理要員の欠員が生じた場合の体制	1. と 2. の記載内容について、過去に業務に住した体制時を別途添付と記載ありますが、具体的には他物件等で弊社が実際に整えている体制表の認識でよろしかったでしょうか。もしくは、本件を想定した体制表でしょうか。	他物件等の体制表でよろしい。
10	技術審査様式集【様式4】業務の実績状況	業務の実績状況について契約書写しを添付とありますが、1式全てを添付すると資料膨大となるため、契約先、業務期間、対象施設が確認できる資料の抜粋でもよろしいでしょうか。	よろしい。
11	技術審査様式集 【様式5】業務の質 2	作業手順書の提出とありますが、過去の類似実績のマニュアルの提出の認識でよろしかったでしょうか。	よろしい。

(別紙)

業務契約約款 (抜粋)

(損失負担)

- 第17条 受注者は、業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由によるときにはその限度において発注者の負担とする。
- 3 受注者は、受注者の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。